

# 令和8年度福岡県バス・タクシー運転手確保事業実施業務委託仕様書（案）

## 1. 委託業務名

令和8年度福岡県バス・タクシー運転手確保事業実施業務

## 2. 事業目的

バス及びタクシーなどの地域公共交通は、日常生活に不可欠な移動手段であり、社会を支える基盤である。しかしながら、深刻なドライバー不足を背景として、バス路線の廃止・減便やタクシーの供給が需要に追いつかない状況の発生といった問題が顕在化している。

このため、運転体験会や合同会社説明会の開催、魅力発信特設サイトの管理運用を通じ、バス・タクシードライバーの魅力を発信するとともに新規就労を促し、持続可能な地域公共交通の維持・確保を図ることを目的とする。

## 3. 業務委託期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

## 4. 事業内容

### (1) バス運転体験会・合同会社説明会の実施

- ①開催期間 契約締結日から令和9年2月26日までのうち4日
  - ②開催場所 原則、県内4地区（福岡・北九州・筑豊・筑後）で実施
  - ③業務内容
    - ア バス運転体験会・操作説明会の開催
    - イ バス事業者合同会社説明会の開催
- ※ただし、地域特性に応じ内容を変更することは可能とする。

### ④詳細業務内容

- ア 会場・車両の手配、会場設営、会場との連絡調整
- イ 運営スタッフ、プレゼンターの手配
- ウ プレゼン資料、進行台本等作成
- エ 参加者のフォローアップ
- オ 合同会社説明会参加事業者との連絡調整
- カ 来場者向けアンケートの実施・集計
- キ その他イベントの実施に必要な業務全般

### (2) タクシー運転手体験・合同会社説明会の実施

- ①開催期間 契約締結日から令和9年2月26日までのうち4日
- ②開催場所 原則、県内4地区（福岡・北九州・筑豊・筑後）で実施

### ③業務内容

- ア タクシー運転手体験会の開催
  - イ タクシー事業者合同会社説明会の開催
- ※ただし、地域特性に応じ内容を変更することは可能とする。

### ④詳細業務内容

- ア 会場・車両の手配、会場設営、会場との連絡調整
- イ タクシー運転手体験に必要な機器及び配車アプリの手配等（体験内容は開催する地域の実情に応じた内容とする）
- ウ 運営スタッフ、プレゼンターの手配
- エ プレゼン資料、進行台本等作成
- オ 合同会社説明会参加事業者との連絡調整
- カ 参加者のフォローアップ
- キ 来場者向けアンケートの実施・集計
- ク その他イベントの実施に必要な業務全般

### (3) 上記(1)(2)の周知・広報

#### ①実施期間 契約締結日から開催日まで

#### ②業務内容

- ア 上記(1)、(2)の周知用チラシ作成・配布
- イ バス・タクシードライバー魅力発信特設サイトへの情報掲載
- ウ WEB広告、その他効果的な広告を実施

### (4) 福岡県バス・タクシードライバー魅力発信特設サイト（以下「特設サイト」という。）の運用

#### ①実施期間 契約締結日から令和9年2月26日まで

#### ②業務内容

- ア バス・タクシー運転手の魅力発信に係るサイトコンテンツの企画・制作・掲載（例：運転手へのインタビュー記事の掲載 など）
- イ 特設サイトの分析  
アクセス解析等により、Webページの閲覧回数（来訪者数、ページ閲覧数、滞在期間等）、広告の表示回数（インプレッション数やクリック数等）、動画の視聴回数、閲覧者・視聴者の属性（年齢、時間帯別、地域、特性）等を測定・分析し、結果を報告すること。

### (5) その他

上記(1)から(4)の実施においては、福岡県地域公共交通運転手確保等実行委員会作業部会での協議内容により、事業内容が変更となる場合がある。

## 5. 事業のKPIについて

下記の項目について、県と協議の上決定する。

(1) バス運転体験会・合同会社説明会の実施

- ① イベントの参加者数
- ② 参加者の意識変化
- ③ 参加者の満足度

(2) タクシー合同会社説明会の実施

- ① イベントの参加者数
- ② 参加者の意識変化
- ③ 参加者の満足度

(3) 特設サイトの運用

- ① Web ページの閲覧回数

## 6. 成果物の提出等

令和9年3月10日（水）までに下記について提出すること。

(1) 事業実施報告書

○仕様 紙媒体 : A4

電子ファイル：Word、Excel、PowerPoint において編集可能ないずれかのファイル形式及び PDF 形式の両方

○提出部数 紙媒体 : 2部

電子ファイル：1部

○留意点 事業実施報告書については、下記の内容を網羅して記載すること。

- ・ KPI の達成状況（目標値・実績値）
- ・ 実施内容の総括および今後福岡県が実施する運転手確保施策への提言

(2) 成果物

本事業の遂行にあたり制作物があれば提出すること。

## 7. 業務を遂行する上で必要な事務

- (1) 企画検討、連絡調整のため、県との打ち合わせを必要に応じて行い、事業の進捗状況、計画等について報告を行うこと。打ち合わせ以外にも、県と十分な協議を行うため、随時連絡調整を行うこと。
- (2) 事業全体の実施計画、報告方法・時期等について県と協議を行い決定すること。また、個別事業の実施に当たっては、県の意向を尊重し、実施期日及び内容について、県と適宜協議を行うこととする。
- (3) 事業実施に関わる協議を行った場合は、受託事業者が都度速やかに議事録を作成し、県へ提出すること。
- (4) 業務の遂行に関し、事業に必要な能力と経験を有する業務責任者を定め、必要な人員を配置すること。
- (5) 受託者は業務実施に当たって、データの漏えい、滅失及び事故等の予防に十分に注意し、業務の信頼性及び安全性の確保に努めること。
- (6) 当事業実施に当たって必要な費用は全て受託者が負担すること。
- (7) 当事業実施に当たって関係法令及び福岡県の条例等を遵守すること。

## 8. 著作権

- (1) 受託者が委託業務で制作したデータ、動画、写真、イラスト、文章等の成果品（中間成果品を含む。）の所有権、著作権（著作権法第27条、28条に規定する権利を含む。）、利用権は県に帰属するものとする。ただし、これによりがたい場合は、県と協議の上、取扱を決定するものとする。
- (2) 成果品等に、受託者が従前から有していた知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報）が含まれていた場合には、権利は受託者に保留されるが、県は当該権利を無償で使用できることとする。
- (3) 成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関して、受託者の負担で必要な手続を行うものとする。
- (4) 他者の著作権侵害など知的財産権等に関わる問題が生じた場合は、受託者が全責任を負うものとする。

## 9. その他

- (1) 委託業務を一括して第三者に再委託してはならない。また、業務の一部を第三者に再委託する場合は、あらかじめ県の承認を得ること。
- (2) この仕様書は、業務の実施方法の大要を示すものであるため、業務の性質上当然実施しなければならないもの又は軽微な部分で記載のない事項については、県の指示に従うこと。
- (3) 事業運営にあたっては、個人情報管理に十分注意するとともに、業務上知り得た情報を漏洩してはならない。本事業終了後においても同様とする。
- (4) 本事業により得られたデータ等については、本県の許可なくして使用・流用してはならない。
- (5) 本事業に係る帳簿及び証拠書類については、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- (6) この仕様書に定めのない事項については、その都度、県と受注者の双方で別途協議の上決定するものとする。